

Ⅲ 養育支援訪問事業の実施状況について

【別添3】

1. 実施の有無（平成25年4月1日現在）

養育支援訪問事業を実施している市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、全国1,742市町村のうち、1,225か所（70.3%）であった。

表Ⅲ-1 都道府県ごとの養育支援訪問事業の実施状況

	市町村数	養育支援訪問事業	
		実施市町村数	実施率
北海道	179	123	68.7%
青森県	40	17	42.5%
岩手県	33	31	93.9%
宮城県	35	34	97.1%
秋田県	25	12	48.0%
山形県	35	33	94.3%
福島県	59	37	62.7%
茨城県	44	34	77.3%
栃木県	26	23	88.5%
群馬県	35	21	60.0%
埼玉県	63	44	69.8%
千葉県	54	26	48.1%
東京都	62	53	85.5%
神奈川県	33	22	66.7%
新潟県	30	19	63.3%
富山県	15	9	60.0%
石川県	19	19	100.0%
福井県	17	11	64.7%
山梨県	27	24	88.9%
長野県	77	45	58.4%
岐阜県	42	24	57.1%
静岡県	35	23	65.7%
愛知県	54	42	77.8%
三重県	29	23	79.3%

（平成25年4月1日現在）

	市町村数	養育支援訪問事業	
		実施市町村数	実施率
滋賀県	19	18	94.7%
京都府	26	19	73.1%
大阪府	43	41	95.3%
兵庫県	41	35	85.4%
奈良県	39	31	79.5%
和歌山県	30	18	60.0%
鳥取県	19	16	84.2%
島根県	19	15	78.9%
岡山県	27	27	100.0%
広島県	23	15	65.2%
山口県	19	14	73.7%
徳島県	24	24	100.0%
香川県	17	11	64.7%
愛媛県	20	10	50.0%
高知県	34	16	47.1%
福岡県	60	55	91.7%
佐賀県	20	15	75.0%
長崎県	21	18	85.7%
熊本県	45	23	51.1%
大分県	18	12	66.7%
宮崎県	26	9	34.6%
鹿児島県	43	18	41.9%
沖縄県	41	16	39.0%
合計	1,742	1,225	70.3%

参考（平成24年7月1日）	1,742	1,172	67.3%
---------------	-------	-------	-------

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

2. 未実施の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

（1）実施していない理由

養育支援訪問事業を実施していない 517 か所の市町村について、実施していない理由（複数回答）としては、「母子保健法に基づく事業で対応可能である」が 377 か所（72.9%）で最も多く、次いで「訪問できる人材がいない」が 118 か所（22.8%）、「対象者（家庭）が少ない」が 105 か所（20.3%）であった。

表Ⅲ-2 養育支援訪問事業を実施していない理由（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
該当市町村数	517	100.0%
母子保健法に基づく事業で対応可能である	377	72.9%
訪問できる人材がいない	118	22.8%
対象者(家庭)が少ない	105	20.3%
事業を実施する予算がない	101	19.5%
同様の事業を実施している	81	15.7%
対象者(家庭)がいない	43	8.3%
事業の実施方法がわからない	35	6.8%
その他	47	9.1%

（2）今後の実施予定

養育支援訪問事業を実施していない市町村については、466 か所（90.1%）で今後も実施する予定がなく、残りの 51 か所（9.9%）は、「平成 25 年 4 月 2 日以降に実施」あるいは「平成 26 年度から実施予定」であった。

表Ⅲ-3 養育支援訪問事業の今後の予定（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
該当市町村数	517	100.0%
平成25年4月2日以降に実施	16	3.1%
平成26年度から実施予定	35	6.8%
実施する予定はない	466	90.1%

3. 所管している部署の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

養育支援訪問事業を所管している部署は、「母子保健主管課」が 518 か所（42.3%）と最も多かった。

表Ⅲ-4 所管している部署の状況（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,225	100.0%
児童福祉主管課	338	27.6%
母子保健主管課	518	42.3%
児童福祉・母子保健統合主管課	300	24.5%
その他	69	5.6%

4. 平成24年度の実施状況

(1) 養育支援訪問事業の委託状況

- ・ 養育支援訪問事業における専門的相談支援の委託状況については、「委託していない」が1,081か所(90.8%)と最も多く、「一部委託」が68か所(5.7%)、「全部委託」が41か所(3.4%)となっている。また、「全部」又は「一部」委託している場合の計109か所(9.2%)の委託先としては、「社会福祉協議会」が14か所(12.8%)と最も多く、「その他」の委託先としては、「在宅の保健師又は助産師」や「助産師会」が多くあった。
- ・ 育児・家事援助の委託状況については、「委託していない」が935か所(78.6%)と最も多く、「一部委託」が57か所(4.8%)、「全部委託」が198か所(16.6%)となっている。また、「全部」又は「一部」委託している場合の計255か所(21.4%)の委託先としては、「社会福祉協議会」と「ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者」が95か所(37.3%)と最も多く、「その他」の委託先としては、「シルバー人材センター」や「母子寡婦福祉連合会」が多くあった。

表Ⅲ-5 養育支援訪問事業の委託状況 (平成24年度実績)

区分		市町村数	比率
実施市町村数		1,190	100.0%
専門的相談支援	全部委託	41	3.4%
	一部委託	68	5.7%
	委託していない	1,081	90.8%
育児・家事援助	全部委託	198	16.6%
	一部委託	57	4.8%
	委託していない	935	78.6%

表Ⅲ-6 専門的相談支援の委託状況 (上段:市町村数、下段:該当区分での割合) (平成24年度実績)

	専門的相談支援を委託している市町村数	区分				
		子育て支援を行っているNPOなど民間団体	社会福祉協議会	ボランティア団体	ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	その他
該当市町村数	109	13	14	1	8	74
	100.0%	11.9%	12.8%	0.9%	7.3%	67.9%
全部委託	41	7	8	0	0	24
	37.6%	17.1%	19.5%	0.0%	0.0%	58.5%
一部委託	68	6	6	1	8	50
	62.4%	8.8%	8.8%	1.5%	11.8%	73.5%

表Ⅲ-7 育児・家事援助の委託状況 (上段:市町村数、下段:該当区分での割合) (平成24年度実績)

	育児・家事援助を委託している市町村数	区分				
		子育て支援を行っているNPOなど民間団体	社会福祉協議会	ボランティア団体	ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	その他
該当市町村数	255	60	95	4	95	46
	100.0%	23.5%	37.3%	1.6%	37.3%	18.0%
全部委託	198	49	75	1	74	30
	77.6%	24.7%	37.9%	0.5%	37.4%	15.2%
一部委託	57	11	20	3	21	16
	22.4%	19.3%	35.1%	5.3%	36.8%	28.1%

(2) 訪問した実家庭数と支援内容

養育支援訪問事業で訪問し、支援した実家庭数は 71,665 戸であった。そのうち、「特定妊婦」として支援したのは 8,783 人 (12.3%) であった。

また、訪問した際の支援内容としては、「専門的相談支援」のみが 59,302 戸 (82.7%) と最も多かった。

表Ⅲ-8 養育支援訪問事業で訪問した実家庭数と支援内容 (平成24年度実績)

区分		訪問実家庭数	比率
訪問実家庭数		71,665	100.0%
特定妊婦(再掲)		8,783	12.3%
支援内容	専門的相談支援	59,302	82.7%
	育児・家事援助	6,674	9.3%
	専門的相談支援と育児・家事援助の両方	5,689	7.9%

(3) 育児・家事援助を実施しなかった理由

養育支援訪問事業における育児・家事援助を実施しなかった市町村は 779 か所で、実施しなかった理由(複数回答)としては、「必要がなかったため」が 376 か所 (48.3%) で最も多く、次いで「訪問者の確保ができなかったため」が 164 か所 (21.1%) であった。

表Ⅲ-9 育児・家事援助を実施しなかった理由 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
該当市町村数	779	100.0%
必要がなかったため	376	48.3%
訪問者の確保ができなかったため	164	21.1%
予算が足りないため	102	13.1%
その他	152	19.5%

(4) 訪問した家庭の把握経路

養育支援訪問事業を実施した家庭について、訪問した契機(複数回答)としては、「乳児家庭全戸訪問事業」が 805 か所 (67.6%) で最も多く、次いで「保健師の活動」が 739 か所 (62.1%) であった。

表Ⅲ-10 訪問した家庭の主たる把握した経路 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,190	100.0%
乳児家庭全戸訪問事業	805	67.6%
保健師の活動	739	62.1%
妊娠届出・母子健康手帳交付時	587	49.3%
医療機関からの情報提供	572	48.1%
要保護児童対策地域協議会の支援ケース	565	47.5%
他の自治体からの情報提供	330	27.7%
保育所・幼稚園・学校からの情報提供	328	27.6%
児童相談所からの情報提供	288	24.2%
その他	136	11.4%

(5) 訪問した家庭の特徴

養育支援訪問事業を実施した家庭の特徴（複数回答）としては、「育児不安がある」が 968 か所（81.3%）、「養育者の育児技術がない又は未熟である」が 950 か所（79.8%）、「養育者が精神疾患を抱えている又は精神的問題がある」が 828 か所（69.6%）と多くなっている。

表Ⅲ-11 訪問した家庭の特徴 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,190	100.0%
育児不安がある	968	81.3%
養育者の育児技術がない又は未熟である	950	79.8%
養育者が精神疾患を抱えている又は精神的問題がある	828	69.6%
要保護児童対策地域協議会の対象ケースである	705	59.2%
ひとり親である	703	59.1%
子どもが発達障害を抱えている又は発達障害の疑いがある	600	50.4%
養育者が10代である	504	42.4%
子どもが身体的疾患を抱えている	490	41.2%
養育者が知的障害を抱えている	470	39.5%
養育する子どもの人数が多い	449	37.7%
DVを受けている又はDVを受けている可能性がある	400	33.6%
養育者が外国籍である又は日本語でのコミュニケーションが難しい	306	25.7%
養育者が身体的疾患を抱えている	298	25.0%
入所措置解除後である	179	15.0%
その他	107	9.0%

(6) 要保護児童対策地域協議会への登録有無

養育支援訪問事業を実施した家庭のうち、要保護児童対策地域協議会へのケース登録の有無については、「一部を登録ケースとしている」が 571 か所（48.0%）と最も多かった。

表Ⅲ-12 要保護児童対策地域協議会への登録有無 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,190	100.0%
すべて登録ケースとしている	190	16.0%
一部を登録ケースとしている	571	48.0%
登録ケースとはしていない	429	36.1%

(7) 養育支援訪問事業の訪問者

養育支援訪問事業における専門的相談支援の主たる訪問者（複数回答）としては、「保健師」が942か所（79.2%）で最も多く、次いで「助産師」が293か所（24.6%）であった。

また、育児・家事援助の主たる訪問者（複数回答）としては、「保健師」が198か所（16.6%）で最も多く、次いで「ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ」が143か所（12.0%）であった。

表Ⅲ-13 養育支援訪問事業の訪問者 (平成24年度実績)

区分		市町村数	比率
実施市町村数		1,190	100.0%
専門的 相談支援	保健師	942	79.2%
	助産師	293	24.6%
	看護師	106	8.9%
	母子保健推進員	31	2.6%
	保育士	212	17.8%
	児童委員・民生委員	55	4.6%
	子育て経験者	40	3.4%
	愛育班員	2	0.2%
	ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ	19	1.6%
	子育て支援を行う民間団体のスタッフ	10	0.8%
	その他	230	19.3%
育児・家事 援助	保健師	198	16.6%
	助産師	47	3.9%
	看護師	35	2.9%
	母子保健推進員	23	1.9%
	保育士	108	9.1%
	児童委員・民生委員	33	2.8%
	子育て経験者	81	6.8%
	愛育班員	3	0.3%
	ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ	143	12.0%
	子育て支援を行う民間団体のスタッフ	50	4.2%
	その他	100	8.4%

(8) 養育支援訪問事業の終了後の対応

養育支援訪問事業を実施し、終了した場合のその後の主たる対応（複数回答）としては、「保健師が訪問している」が761か所（63.9%）と最も多く、次いで「他の子育て支援事業へつないでいる」が698か所（58.7%）であった。

表Ⅲ－14 養育支援訪問事業の終了後の対応（平成24年度実績）

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,190	100.0%
保健師が訪問している	761	63.9%
他の子育て支援事業へつないでいる	698	58.7%
障害者自立支援法に基づく支援をしている	238	20.0%
特に支援はしていない	52	4.4%
その他	286	24.0%

5. 養育支援訪問事業の課題

養育支援訪問事業の課題（複数回答）としては、「訪問者の人材確保」が702か所（59.0%）、「訪問者の資質の確保」が685か所（57.6%）、「訪問拒否家庭への対応」が585か所（49.2%）、「支援終了の判断が困難」が502か所（42.2%）と多くなっている。

表Ⅲ－15 養育支援訪問事業の課題

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,190	100.0%
訪問者の人材確保	702	59.0%
訪問者の資質の確保	685	57.6%
訪問拒否家庭への対応	585	49.2%
支援終了の判断が困難	502	42.2%
効果的な支援方法がわからない	352	29.6%
支援目標の設定が困難	340	28.6%
事業実施のための予算が不足している	225	18.9%
事業を委託したいが適切な委託先がない	202	17.0%
その他	42	3.5%